神石高原町告示第１９５号

神石高原町物品調達等指名競争入札参加資格に関する規程（令和６年神石高原町訓令第５号）第３条の規定により、令和９年度及び令和１０年度において、神石高原町が発注する物品の売買、貸借又は売払い等及び業務委託（測量及び建設コンサルタント等業務を除く。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定める。

令和８年１１月１０日

神石高原町長　入　江　嘉　則

１　入札参加資格の審査申請の対象となる契約の種類及び登録種目

別表第１のとおり。

２　入札参加資格の審査に係る申請手続き

（１）申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）に定める者

イ　消費税及び地方消費税並びに神石高原町に納付すべき町税に滞納がある者

ウ　営業を行う上で法令に基づく許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを受けていない者

エ　引き続き２年以上事業を営んでいない者。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではない。

（２）申請方法

入札参加資格の審査を受けようとする者は、別表第２に掲げる書類を電子申請（神石高原町の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」という。〕を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、神石高原町競争入札参加における町内業者認定要領（平成２３年神石高原町告示第６８号）第３条の規定により神石高原町内業者（以下「町内業者」という。）と認定された者に限り、神石高原町役場総務課又は各支所町民課に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により書面申請を行うことができるものとする。

（３）申請期間

次のとおりとし、その経過後は町長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

ア　当初申請期間

令和８年１２月１５日（火）から令和９年１月２５日（月）まで

２（２）ただし書きに定める書面申請に限り、神石高原町の休日を定める条例（平成１６年神石高原町条例第２号）第１条に規定する町の休日を除く。

イ　追加申請期間

別に告示する。

３　預り票の交付

２（２）ただし書きに定めるところにより書面申請をした者に対しては、預り票を交付する。

４　入札参加資格認定

入札参加資格の認定をしたときは、名簿を作成し閲覧に供することによって通知にかえる。

５　入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、登録者が次のいずれかに該当するに至ったときは、一定の期間入札参加資格の取消しを行う。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）に規定する者に該当するに至ったとき。

（２）入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の記載をし、重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。

（３）金融機関から取引を停止されたとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、町長が資格登録者として不適当と認めたとき。

６　入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで有効とする。ただし、令和１１年４月１日以降においても令和１１年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和１１年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

７　その他の事項

この告示で定めのない事項については、必要に応じて町長が別に定める。

別表第１

契約の種類	登録種目
物品製造の請負、売買	印刷・看板
	事務用品・事務機器・OA 関連
	被服・皮革・装身具等
	食料品関連
	燃料・油脂・塗料
	薬品
	オフィス・施設関連
	空調・温水・機器
	調理・厨房用品
	家電・視聴覚機器
	車両・運搬具関連
	工具・機械器具
	計測・調査・通信機器
	医療・福祉・保健関連
	環境・上下水道関連
	エコ対策設備機器
	教育・保育・図書館関連
	農林業・土木関連
	工事資材・材料
	消防・防災関連
	イベント用品
	その他物品等
	ー
物品の貸借	リース・レンタル
	ー
業務委託等	施設等管理・運営・警備
	清掃
	施設・設備修繕
	機器等保守・点検
	機械器具修繕
	電算・OA 関連
	電気・情報通信設備関連
	記録・編さん
	イベント・広告
	調査・検査・計画策定
	廃棄物・薬品処理
	防除・駆除
	受託事業
	労務提供・サービス
	その他業務等
	買受
	ー

別表第２

○は必須、△は該当者のみ提出を表す

提出書類	様式番号	申請者の区分	
		法人	個人
１　入札参加資格審査申請書	様式第１号	○	○
２　提出書類確認票・預り票（書面申請のみ）	様式第２号	○	○
３　委任状	様式第３号	△	△
４　使用印鑑届	様式第４号	△	△
５　消費税及び地方消費税免税事業者確認書（町内業者に限る）	様式第５号	△	△
６　誓約書兼同意書	様式第６号	○	○
７　登記事項証明書又はその写し		○	－
８　身分証明書又はその写し		－	○
９　印鑑証明書又はその写し		○	○
10　国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号）別紙第９号様式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し		○	○
11　財務諸表類 法人……直前１年の事業年度についての、「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し 個人……直前１年の事業年度についての、収支決算書（青色申告書又は確定申告書）の写し		○	○
12　営業上必要とする許可・認可・登録等の証明書の写し		△	△
13　神石高原町に納付すべき町税について、滞納がないことを証した書面又はその写し		△	△

注１　添付書類の様式は、令和９・１０年度物品・施設業務等競争入札（見積）参加資格審査申請書類で定める様式とする。

注２　申請者区分欄において、「○」は提出を要するもの、「△」は該当者のみ提出するもの、「－」は提出を要しないものとする。ただし、第13項に定める書類は、第６項に定める書類で当該項目を同意した場合は提出を要しないものとする。

注３　添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。また、第７項、第８項、第９項、第10項及び第13項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の３か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

注４　入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前１年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第１１項にかかわらず、直前１年の事業年度の前年度の財務諸表とする。